

シンナー等の薬物防止に努めましょう

3月11日から4月10日は、シンナー・接着剤等乱用防止強調月間です。

シンナー等の乱用は、身体や精神をむしばむばかりでなく、幻覚や知覚異常を引き起こし、凶悪事件を引き起こす要因になるなど、社会に与える影響も大きいものがあります。

家庭や学校、地域など、それぞれの立場で、シンナー等の薬物乱用の防止に努めましょう。

【問い合わせ】

市健康増進課
☎0994-41-2110

在宅看護職等の調査にご協力ください

市では、保健事業の円滑な推進のため、市内に居住する人で、次の資格を有しているが就職していない人の調査を行っています。

該当する人は、ご連絡ください。

●調査資格 保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士、理

学療法士、作業療法士
●調査内容 氏名、生年月日、住所、電話番号、就職希望の有無

【問い合わせ・連絡先】

市健康増進課
☎0994-41-2110

いのちと健康に関するオープンセミナーを開催

日時 3月9日(日)
14時～16時

場所 県民健康プラザ健康増進センター

●内容

○大隅での看護の現状と課題(池田病院看護部長 前野かつ子氏)

○障害と差別(大隅療育ネットワーク会長小児科 医 松田幸久氏)

○iPS細胞研究の現状と課題(鹿屋体育大学教授 児玉正幸氏)

【問い合わせ】

鹿屋体育大学内児玉研究室
☎0994-46-4967

高齢者職業相談室をご利用ください

ハローワークかはやでは、市役所本庁舎別館で、概ね55歳以上の人を対象に、職業相談や職業紹介など、求人者に対する雇用相談等を行っています。

相談員がきめ細やかな相談等に応じていますので、気軽にご利用ください。

●相談料 無料

●利用時間 平日の8時30分～12時・13時～17時(土・日・祝日を除く)

【問い合わせ】

高齢者職業相談室
☎0994-42-2783

春期「緑の募金」運動にご協力をお願いします

現在、地球規模での温暖化や熱帯雨林の減少、砂漠化が心配されています。

緑の募金は、森林の育成や学校・公民館等の身近な環境緑化の取り組みに役立てられる募金です。

皆さんの温かいご協力をよろしく願います。

●期限 4月30日(水)まで

●窓口 市林務水産課(2階)及び各総合支所産業振興課

●税法の特例

●法人の場合 通常の寄付金の算入限度額の2倍まで損金算入ができます。

●個人の場合 5,000円を超える寄付金については控除が受けられます。

【問い合わせ】

鹿屋市みどり推進協議会(市林務水産課内)
☎0994-31-1119
各総合支所産業振興課



転入・転出時期における窓口業務等の時間延長について

3月中旬から4月中旬にかけては、入学や転勤等の住民異動に伴い市民課の①番窓口が大変混雑します。

市では、市民の皆さんが利用しやすい市役所を目指し、窓口の混雑を緩和し、待ち時間を解消できるようにするため、市民課の窓口業務を下表のとおり時間延長します。

ぜひ、ご利用ください。

留意事項

- ①土・日、夜間に提出した戸籍届出、他の市町村に照会・確認が必要な場合や申請・相談内容により、後日関係窓口にお越しいただく場合があります。
- ②住民基本台帳ネット関連(住民票広域交付、付記転入・転出、住基カードの申請・発行、公的個人認証事務等)は、全国システムが稼働していないため、取り扱うことができません。

●開設日等

開設日	開設時間	時間延長する窓口業務
3月24日(月) ～ 4月4日(金)	19時まで	○住民異動(転入・転出・転居)届 ○住民票、印鑑登録証明等の交付(戸籍届出は、土・日及び夜間でも警備員室で預かります) ○住民異動に伴う ①国民健康保険、介護保険、老人医療等の各種手続き ②国民年金関係各種手続き ③障害者手帳、療育手帳等の各種手続き ④転校手続き、校区外通学相談 ⑤転入者へのごみ分別・ごみ出しルール等の説明、ごみ分別収集カレンダー等の配布 ⑥乳幼児医療費助成、児童手当等の各種手続き(転入・転出届出の人に限り)
※3月29日(土)及び30日(日)を除く		



【問い合わせ】

市民課(①番窓口)
☎0994-31-1114

守ろう! 確かめよう! この最低賃金

■平成19年度に改正された鹿児島県の最低賃金

最低賃金名称	時間額	発効日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金 619円	平成19年10月26日
産業別最低賃金	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	平成20年1月13日
	百貨店、総合スーパー	平成19年12月30日
	自動車(新車)小売業	平成19年12月22日

○地域別最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

○産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、「18歳未満65歳以上の人」、「雇入れ後6月未満で技能習得中の人」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する人」など、一定の場合は産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

【問い合わせ】 鹿児島労働局賃金室

☎099-223-8278
各労働基準監督署

新しい火葬場が完成します

現在、使用されている火葬場は、老朽化が進んだことから、同敷地内に新しい火葬場を建設中で、4月1日から利用できるようになります。

新しい火葬場は、火葬炉7基、待合室6室、待合ホールなどが整備され、身体障害者をはじめ、高齢者や子ども連れなどに配慮した火葬場です。

また、受益と負担の適正化を図ることを目的に、火葬場の使用料が4月1日から下表のとおり改定されます。市民の皆さんのご理解をお願いします。

区分	関係市町住民	他市町村住民
大人(13歳以上)	20,000円	45,000円
小人(13歳未満)	18,000円	37,000円
その他(死産児・手足)	16,000円	30,000円

※関係市町住民とは、死亡者が死亡時に鹿屋市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町のいずれかに住所を有する人のことです。

【問い合わせ】

大隅中部火葬場組合
☎0994-43-2111 内線3171